



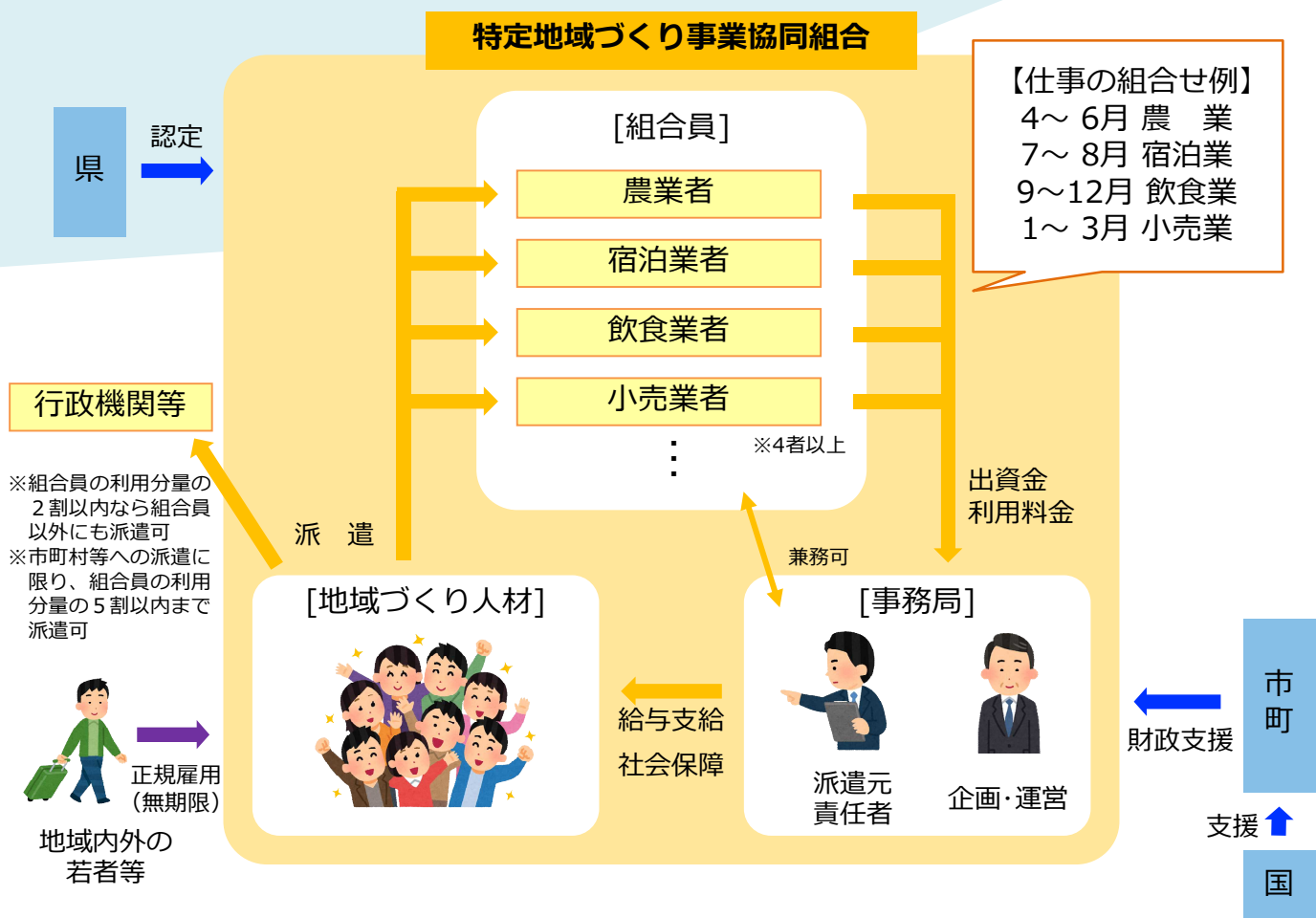
繁忙期の人手を確保したい！
安定した雇用機会を提供したい！

特定地域づくり事業協同組合制度

過疎地域等の人口の急減に直面している地域では、地域の担い手となる人材の確保に向けて、「特定地域づくり事業協同組合制度」が活用できます。

特定地域づくり事業協同組合制度

- ・特定地域づくり事業協同組合制度は、人口急減地域の事業者が協同組合を設立し、組合が雇用した職員(地域づくり人材)を組合員へ派遣する制度です。
- ・特定地域づくり事業協同組合は、組合員の事業を対象に労働者派遣事業を厚生労働大臣の許可ではなく届出で実施できるようになります。



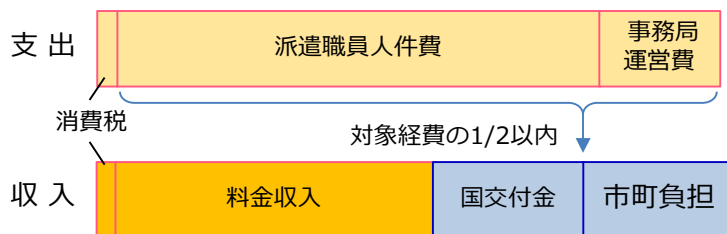
特定地域づくり事業協同組合への財政支援

- ・特定地域づくり事業協同組合の運営費について財政支援があります。

【対象経費】

- ①派遣職員人件費 (上限400万円/年・人)
- ②事務局運営費 (上限600万円/年)

対象経費の1/2の範囲内で公費支援
国1/2、市町1/2



特定地域づくり事業協同組合をつくるには？

1 事前準備（事業者・市町・関係事業者団体の相談・調整）

- 活動地区が人口急減地域であることの確認
- 次の事項について関係者間の調整及び支援が見込めることの確認
 - ・ 組合員となる事業者や派遣職員となる人材の確保
 - ・ 組合運営に係る市町による財政支援等

2 事業計画（案）の作成

- ・ 組合設立時の財産的基礎の見通し（組合員からの出資、市町からの財政支援）
- ・ 組合設立後の収支見通し（利用料金の設定、市町からの財政支援）
- ・ 地域づくり人材の年間を通じた派遣先、教育訓練・キャリア形成支援 等

3 関係機関への事前相談

- ・ 静岡県経営支援課・静岡県中小企業団体中央会：下記 **4**
- ・ 静岡県地域振興課：下記 **5**
- ・ 静岡労働局：下記 **6**

4 事業協同組合の設立認可手続

発起人の選定（4事業者以上）、定款案等の作成、設立総会開催、県への設立認可申請、出資払込、設立登記

5 特定地域づくり事業協同組合の認定手続き

県に事前相談・確認した申請書類等を提出、県の確認・認定

認定要件

- ① 自然的経済的社会的条件からみて一体であり支援が必要な地区であること
- ② 特定地域づくり事業の適正な実施が可能であること
- ③ 地域社会の維持及び地域経済の活性化に特に資すること
- ④ 組合・関係事業者団体・市町との間の十分な連携協力体制が構築されていること

6 労働者派遣事業の届出

静岡労働局に事前相談・確認した届出書類等を提出、静岡労働局の確認・受理

7 特定地域づくり事業開始！

まずは
相談！

お問い合わせ先

事業協同組合の設立について

静岡県中小企業団体中央会 054-254-1511
東部事務所 055-926-8220

特定地域づくり事業協同組合制度について

静岡県総務部地域振興課 054-221-2057

